

# 大阪市は分譲マンションの再生に向けた 管理組合の円滑な合意形成を支援します！

分譲マンションを安全で快適な住まいとして維持し、資産価値を守っていくためには、管理組合のみなさんで協力し、日常の維持管理を適切に行っていくことが大切です。しかしながら、適切な維持管理を行っていた場合でも、地震に対する安全性の確保や建物の老朽化などから、いずれはマンションの再生（改修、建替え、敷地売却）を検討する必要があります。

分譲マンションは複数の所有者が一つの建物を区分して所有するという複雑な権利関係を有していることなどから、再生を検討する際には、区分所有者全体の合意形成を円滑に図っていくことが重要です。

## 主なマンション再生手法

### ①改修

マンション全体の性能を改善することを目的とし、マンションの修繕と併せて建物・設備の性能・機能を向上させる工事のこと。

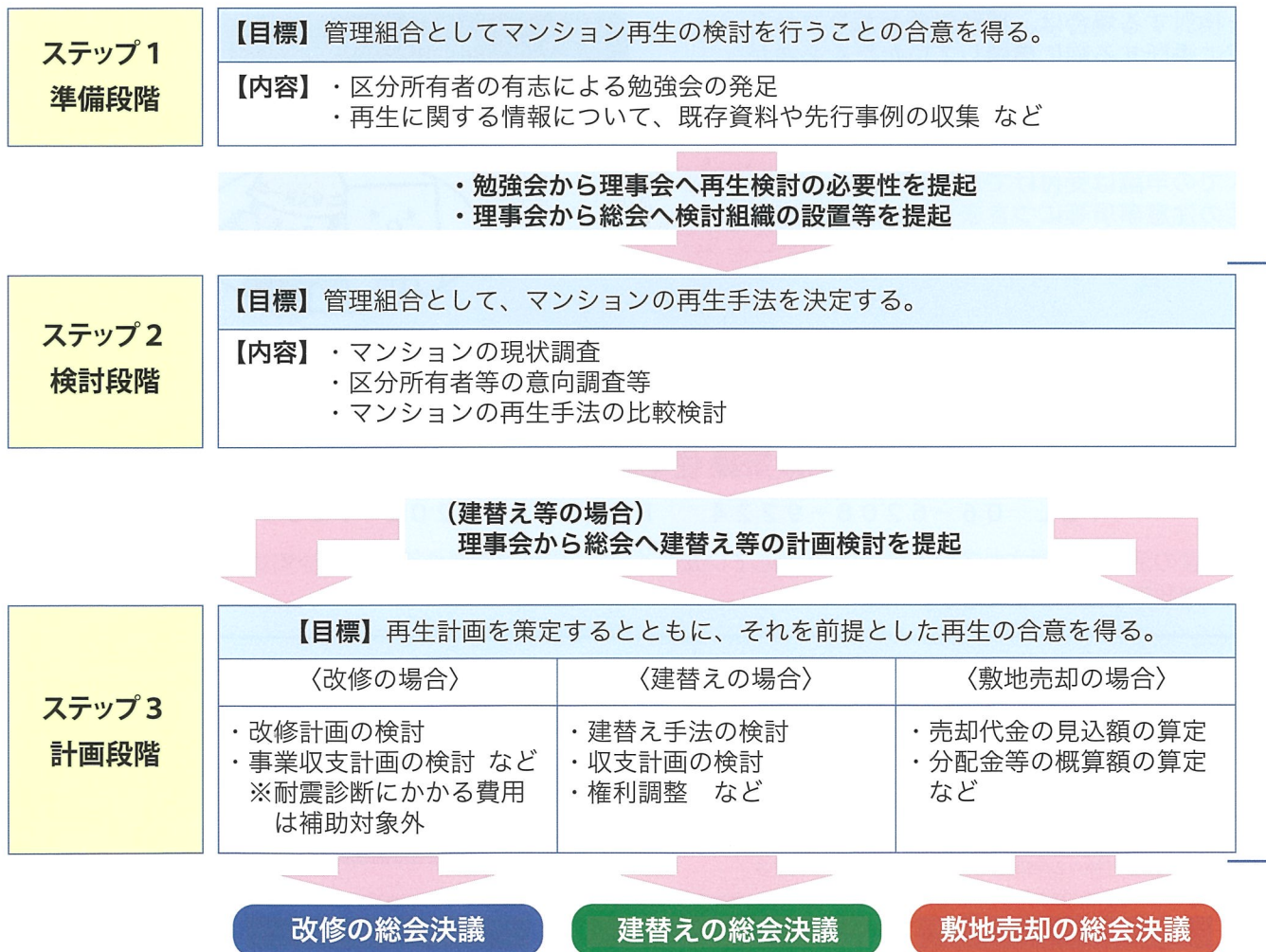
### ②建替え

現在のマンションを除却するとともに、その敷地に新たにマンションを建築すること。

### ③敷地売却

現在のマンション及びその敷地を売却すること。

## 分譲マンション再生の合意形成のすすめかた



本助成制度の補助対象範囲